

「知って、守って、みんなで活躍」 ～ 外国人雇用はルールを守って適正に ～

【6月は「外国人雇用啓発月間」です】

政府は、毎年6月を「外国人雇用啓発月間」と定めて、外国人労働者の適正な雇用・労働条件及び安全衛生の確保と不法就労の防止について、事業主をはじめ広く国民の皆様へ理解と協力を求めていることとしております。

★「外国人雇用状況の届出」が事業主に義務づけられています！

平成19年10月1日より、事業主には、外国人労働者（特別永住者を除く）の雇入れ、離職の際に、その氏名、在留資格などについて、**外国人雇用状況届出書や雇用保険被保険者資格取得（喪失）届により、ハローワークを通じて厚生労働大臣に届けていただくことが義務づけられています。**

ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を行っています。

★「外国人雇用管理アドバイザー制度」のご案内

外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題に対応するため、外国人雇用管理アドバイザーを配置し、各事業所の雇用管理の実態に応じた相談・指導を行っています。

★「外国人労働者相談コーナー」のご案内 ※相談日は変更となることがあります。

外国人労働者の方が、労働条件等の相談を受けられる相談コーナーを設置しています。

☆ポルトガル語・スペイン語の通訳を介した相談曜日と時間

○ 高岡労働基準監督署 TEL 0766-23-3130

原則として毎週月・木曜日（祝日を除く） 9:30～17:00

☆中国語の通訳を介した相談曜日と時間

○ 富山労働局 労働基準部 監督課 TEL 076-432-2730

原則として毎月第4木曜日（祝日を除く） 9:00～16:30

★「外国人雇用サービスコーナー」のご案内

ポルトガル語通訳を介した職業相談を受けることができる雇用サービスコーナーを設置しています。

*ポルトガル語通訳を介した相談曜日と時間

○ ハローワーク高岡 TEL 0766-21-1515

毎週月・水・木曜日（祝日を除く） 13:00～17:00

★「外国人労働者向け相談ダイヤル」のご案内

外国人の方が、通訳を介して労働条件等の相談を受けることができる専用ダイヤルを開通しています。いずれも10:00～15:00まで（12:00～13:00は除く。）、年末年始、祝日を除く。

○ 英	語	電話0570-001-701	毎週月～金曜日 通話料は発信者負担 となります。
○ 中	国	語	
○ ポ	ル	ト	
○ ス	ペ	イ	
○ タ	ガ	ロ	
○ ベ	ト	ナ	
ム	語	電話0570-001-706	

その他、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）モンゴル語にも対応しています。（対応曜日、電話番号等詳細は厚生労働省HPまで。）

(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>)

詳しくは富山労働局、最寄りのハローワーク又は労働基準監督署にお問い合わせください。

